

制限外牽引の許可申請書		申請する日付を記載 (西暦・和暦どちらでも可) 令和●年 ●月 ●日	
宮崎県公安委員会 殿			
実際に運転する人を申請者として記載 住所 ●県●市●町1丁目1番地1 申請者 氏名 ○○ ○○			
申請者の免許の種類	大型・牽引	免許証番号	(申請者の運転免許証番号)
牽引する自動車	種類 トラクタ	番号標に表示されている番号	(牽引する車両と牽引される車両を全て記載)
牽引される車両	種類 ポールトレーラー	台数	(牽引される台数)台
牽引の全長	(牽引した場合の車両の全長)m	運搬品名	電車(具体的に記載)
牽引の方法	ポールトレーラーによる牽引(牽引の方法を具体的に記載)		
牽引の年月日時	令和●年 ●月 ●日●時から 令和●年●月●日●時まで		
牽引の経路	出発地	経由地	目的地
	●市●町1丁目1番地1(●●駅)	▲▲市	■市■町1番地(■●車両基地)
	通行する道路	別添経路図のとおり	
第●号 ※赤枠内は何も記載しない 制限外牽引許可証			
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。			
条件			
年 月 日			
宮崎県公安委員会 印			

備考用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

※ この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会、窓口は交通規制課となります。)この処分の日の取消しの訴えを提起することもできます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。)なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。